

ご存じですか？この手当

【特別児童扶養手当】

20歳未満で身体や知的または精神に中度の障害もしくは長期にわたる安静を必要とする症状にあたる児童を監護している方に支給する手当です。

●対象者／右に記載の児童を監護している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育し、主として対象児童の生計を維持している方

●手当支給月額（令和7年4月分）

・1級／5万6800円
・2級／3万7830円

●支給月／4月、8月、12月

※次の場合は手当を受けることができません。

- ①児童が日本国内に住んでいないとき
- ②児童が障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき
- ③児童が児童福祉施設などに入所しているとき

【特別障害者手当】

20歳以上で、身体や知的または精神に著しく重度の障害がある状態のために、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の方に支給します。

●手当支給月額（令和7年4月分）

／2万9590円

●支給月／2月、5月、8月、11月

※次の場合は手当を受けることができません。

- ①施設に入所しているとき（シヨートステイは除く）
- ②病院に3カ月以上入院しているとき

【障害児福祉手当】

20歳未満で、身体や知的または精神に重度の障害がある状態のために、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の児童に支給します。

●手当支給月額（令和7年4月分）

／1万6100円

●支給月／2月、5月、8月、11月

※次の場合は手当を受けることができません。

- ①施設に入所しているとき（シヨートステイは除く）
- ②児童が障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき

【手当を受けるには】

手当を受けるには申請が必要です。またいずれの手当も、所得による支給制限があります。詳しくはやすらぎ福祉課までお問い合わせください。

【既にこれらの手当を受けている場合】

手当に応じて、さまざまな届け出をする義務があります。「障害程度に変更があった」「住所、氏名を変更した」「振込口座を変更したい」「所得の高い扶養義務者と同居または別居するようになった」などの場合は届け出てください。

届け出が遅れたり届け出をしなかったりしたときは、支給されなくなる場合や支給が遅れる場合、手当を返還していただく場合があります。必ず忘れずに届け出てください。

問 やすらぎ福祉課（金屋庁舎）

4月2日は「世界自閉症啓発デー」

4月2日～8日は「発達障害啓発週間」

毎年4月2日は、国連で定めた「世界自閉症啓発デー」です。日本では「世界自閉症啓発デー」からの1週間を「発達障害啓発週間」と定め、自閉症をはじめとする発達障害について、多くの人たちに広く知っていただく機会としています。発達障害は、生まれながらの脳の機能障害で「相手の気持ちが読めない」「気持ちをうまく伝えられない」「強いこだわり」など、いろいろなタイプがあります。発達障害のある人が社会の中で自立して生きていくためには、周囲の理解が必要です。障害の特性を理解し、接し方を工夫することで、持っている本来の力が生かされ生活しやすくなります。「世界自閉症啓発デー」「発達障害啓発週間」を契機として、発達障害への理解を深めていただきますようお願いいたします。

問 やすらぎ福祉課（金屋庁舎）